

議案第 47 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 13 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 3 第 2 項第 2 号中「8,500 円」を「7,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

千葉県及び近隣市の状況を勘案し、持ち家に係る住居手当の額を引き下げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。